

福岡県公報

令和5年10月3日
第 436 号

目 次

告 示 (第638号 - 第642号)

- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 4
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 4
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 4

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) …………… 5
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合

- 算して得た数 (行財政支援課) …………… 5
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) …………… 5

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8
- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8

海区漁業調整委員会

- あわびの採捕禁止期間の設定 (漁業管理課) …………… 9
- なまこの採捕禁止期間の設定 (漁業管理課) …………… 9

告 示

福岡県告示第638号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字岩屋322
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字岩屋322（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字上川底142

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上川底142（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字柱松2781、字飯野2989の1、2992、2993、字基郷浦3019、3020、3025、3030、3032、字狐迫3036、3038

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬十文字小郡線	朝倉市石成150番2先から朝倉市中島田183番15先まで

福岡県告示第642号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	179	朝倉市甘木236-1 朝倉地区交通安全協会会館内 朝倉地区交通安全協会 会長 山本 久矢	朝倉市甘木236-1 朝倉地区交通安全協会会館内	令和5年 6月19日
旧事項	179	朝倉市甘木236-1 朝倉地区交通安全協会会館内 朝倉地区交通安全協会 会長 梶原 昭人	朝倉市甘木236-1 朝倉地区交通安全協会会館内	

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項で準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和5年9月19日宗像市告示第158号）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量（航空レーザ測深、定期縦断測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、大刀洗町、朝倉市、柳川市、みやま市	令和5年8月4日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、行橋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市全域	令和5年3月31日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を令和5年9月21日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
稲童土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	令和5年10月3日から 令和5年11月1日まで	行橋市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
マミーズ株式会社	マミーズ西牟田店 筑後市大字西牟田字富松4330番2、他6筆

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

宮若市	平成30年度から 令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	四郎丸の一部	令和5年9月21日
宮若市	平成30年度から 令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	山口の一部	令和5年9月21日
宮若市	令和元年度から 令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	四郎丸、芹田の各一部	令和5年9月21日
宮若市	令和元年度から 令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	山口の一部	令和5年9月21日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小郡市	令和2年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	三沢の一部	令和5年9月21日
大任町	令和2年度から 令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大行事の一部 大字今任原の一部	令和5年9月21日
赤村	令和2年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和5年9月21日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
古賀市	平成29年度から 令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	谷山の一部	令和5年9月21日
糸田町	令和3年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	南糸田・真岡・西部の各一部	令和5年9月21日

福智町	平成30年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	上野の一部（皿山 ）	令和5年9月21日
-----	---------------------	----------	---------------	-----------

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和5年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

84,421

福岡県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和5年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

627,626

福岡県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和

5年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,597
北九州市小倉北区	50,245
北九州市小倉南区	57,554
北九州市若松区	22,236
北九州市八幡東区	18,039
北九州市八幡西区	68,887
北九州市戸畑区	15,742
福岡市東区	86,660
福岡市博多区	67,703
福岡市中央区	56,557
福岡市南区	72,880
福岡市城南区	35,002
福岡市早良区	60,209
福岡市西区	56,571
大牟田市	30,777
久留米市・うきは市	90,420
直方市	15,405
飯塚市・嘉穂郡	38,516
田川市	12,619
柳川市	17,705
八女市・八女郡	22,275

筑後市	13,441
大川市・三潞郡	12,938
行橋市	20,138
中間市	11,353
小郡市・三井郡	20,420
筑紫野市	29,190
春日市	30,432
大野城市	27,697
宗像市	26,732
太宰府市	19,669
古賀市	16,141
福津市	18,275
宮若市・鞍手郡	13,732
嘉麻市	10,113
朝倉市・朝倉郡	23,060
みやま市	10,040
糸島市	28,304
那珂川市	13,433
糟屋郡	62,387
遠賀郡	25,527
田川郡	20,507
京都郡	15,399
築上郡・豊前市	15,487

公安委員会

福岡県公安委員会告示第233号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年10月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年11月23日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること

- 。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第234号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年10月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年11月6日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署 会議室	城南警察署
令和5年11月14日（火） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東柳原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和5年11月23日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第235号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年10月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年12月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年12月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和5年12月21日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年12月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第236号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和5年10月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年11月18日（土） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第237号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和5年10月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和5年11月3日（金）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、10月27日（金）までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第73号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区でのあわび資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合

(2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合

(3) 福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可及び漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業の許可（ただし、福岡県知事による許可に限る。）のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてあわびの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年10月3日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 禁止事項

11月1日から12月20日までの期間、あわびを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年10月3日から令和10年4月19日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- 福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可及び漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業の許可（ただし、福岡県知事による許可に限る。）のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年10月3日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 禁止事項

4月1日から9月30日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年10月3日から令和10年4月19日まで